

キャッシュレス決済で 最大5,000円分戻ってくる!



9月から令和3年3月末までの間に、キャッシュレス決済でお買い物またはチャージをすると、最大5,000円分のお買い物ポイント（マイナポイント）が戻ってきます。

まずはマイナポイントの予約申し込みから

スマホまたはパソコンでマイナンバーカードを読み取って、専用サイト「マイキープラットフォーム」にアクセスします。

画面の指示に従って、マイナポイントの予約を完了してください。

予約の無い方は、ポイント還元が受けられません。

「自分のスマホはマイナンバーカードの読み取りができない」「カードリーダーが無い」「やり方が分からない」といった方は、役場住民課におまかせください。

無料でマイナポイントの予約のお手伝いをします。

続いてキャッシュレス決済サービスを選ぶ

予約が完了したら、キャッシュレス決済サービスを1つ選んで申し込みます。

手続きは以上です。

選べるキャッシュレス決済サービスは、マイナポイントサイトでご確認ください。

マイナポイント事業  で検索

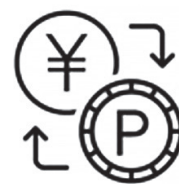


選んだキャッシュレス決済サービスで、9月から令和3年3月末までの間にお買い物またはチャージをすると、還元率25%のマイナポイント（上限5,000円分）がもらえます。

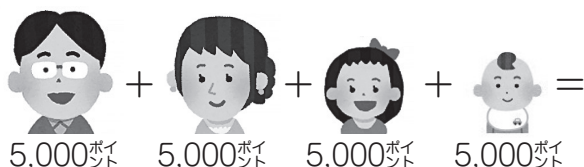
もらったマイナポイントは、選んだキャッシュレス決済サービスでお買い物に使えます。

マイナポイント還元対象者に年齢制限はありません。

支払いまたはチャージで
マイナポイント25%還元



たとえば4人家族なら...



最大20,000円分
戻ってきます!

(注) お買い物またはチャージの際に、マイナンバーカードは使いません。

還元されたポイントは
お買い物に使えます



これからは手放せない!マイナンバーカード

マイナンバーカードは、身分証明とマイナンバー提示の両方の機能を持ったカードです。

税や児童手当、保育所入所の手続きなど、マイナンバーを提示する機会はたくさんありますが、令和3年3月からは、健康保険証としての利用が始まります。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、ぜひお早めにお作りください。

申請は、役場住民課の無料オンライン申請代行サービスが便利!お時間は15分程度。

本人確認書類等は必要ありませんので、手ぶらでお越しください。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174